

政令第 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日
を定める政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成
二十六年法律第九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、
平成二十七年一月十八日とする。

理由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。